

茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月20日

茂原市長 田中豊彦

茂原市告示第186号

茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農業者の農業経営の安定化を図るため、農業水利施設を管理する団体に対して、予算の範囲内において、茂原市補助金等交付規則(昭和60年茂原市規則第34号)及びこの要綱に基づき茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、市内に受益地を有する農業水利施設を管理する土地改良区、水利組合、農家組合、自治会その他団体とする。

(対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費(以下、「対象経費」という。)は、農業水利施設の運転に要した電気料金のうち、令和4年3月分から同年12月分まで、各月ごとに燃料費調整単価の前年同月からの増額分に使用電力量を乗じた額を合計した額(千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

2 農業水利施設の受益地が市外に存在する場合は、受益地の総面積に対し、市内の受益地の面積の占める割合を前項の規定により算出した額に乗ずるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、交付金の対象となる経費に対する国、県その他の団体からの補助等がある場合は、当該補助等の額を対象経費から控除するものとする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、前条に規定する対象経費のうち市長が認める額とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 使用電力量の通知の写し
- (2) 農業水利施設の写真及び位置図
- (3) 団体の存在を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付金の交付を決定し、茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付方法)

第7条 交付金の交付は、交付の決定を受けた者が指定する金融機関の預金口座へ振込みの方法により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金交付申請書

年 月 日

（宛先）茂原市長

住所又は所在地
申請者 名 称
氏名又は代表者氏名

茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添付して申請します。

補助金等の名称	茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金
補助事業等の名称	農業水利施設電気料金高騰支援事業
交付申請額	円
添付書類	1 使用電力量の通知 2 農業水利施設の写真及び位置図 3 団体の存在を確認できる書類（通帳の写し 等） 4 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条）

茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金交付決定通知書

茂原市指令第 号
年 月 日

住所又は所在地
申請者 名 称
氏名又は代表者氏名 様

茂原市長 印

年 月 日付けで申請のあつた補助金等の交付について、次のとおり決定したので、茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金交付要綱第6条の規定により通知します。

補 助 金 等 の 名 称	茂原市農業水利施設電気料金高騰支援事業交付金
補 助 事 業 等 の 名 称	農業水利施設電気料金高騰支援事業
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	交付金の交付は、預金口座への振込みの方法により行うものとする。

管理番号